

事 務 連 絡

令和5年12月25日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局旅客課長

運賃改定の運賃原価・収入算定における補助金収入の取り扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴協会においても了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

事 務 連 絡

令和5年12月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

運賃改定の運賃原価・収入算定における補助金収入の取り扱いについて

一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃の改定については、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成13年12月5日国自旅第116号）」（以下「処理方針通達」という。）により処理しており、収入の算定にあたっては、収入額に補助金額を計上することとされているところである。

今後、乗合バス事業者が人材確保に必要な早期の賃上げや安心して快適な職場環境の整備等を実現していくためには、各事業者の経営状況に応じた適切な運賃改定を行っていく必要があるが、国や自治体からの補助金を受けて路線維持を行っている乗合バス事業者は収入に占める補助金額の割合が多く、運賃改定により収支状況を改善しようとしても、補助金額が収入額に計上されることから、経営改善に必要な原資を確保できない状況となっている。

このため、令和4年度以降の実績年度を使用する運賃改定の運賃原価・収入算定における補助金収入について下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

また、本件については、別添のとおり公益社団法人日本バス協会会長あてに通知したので申し添える。

記

処理方針通達（別紙２）第７．（４）補助金収入において、「平年度において確実に受け入れが見込まれる補助金額（車両購入費補助等を除く。）」として収入額に計上する補助金額は、原則として収支状況によらない定額の補助金額（市町村や教育機関等からの委託により運行する場合の運行委託費等）のみを計上することとし、赤字補填等の収支差による補助金額については除くこととする。